

学童保育クラブのご案内

- 概要 保護者の就労などにより、帰宅時に家庭に誰もいない児童に対して、授業の終了後等に生活の場を提供する児童健全育成事業です。
※勉強を教える場ではありません。（対象：全学年）
- 開設日 日曜・祝日・特に定める日*を除く毎日。
※お盆（8月13日～15日）、年末年始（12月28日～1月4日）
警報が発令された日、学校が臨時休校になった日
- 開設時間 平日：授業終了後～午後6時15分
平日以外：午前7時45分～午後6時15分
（土曜日や長期休業中、学校の振替休日など）
※土曜日は神崎学童ルームで開設。事前予約が必要です。
- 開設場所 神崎エリア 神崎小学校体育館2F 学童ルーム（定員80名）
大河内エリア* 寺前小学校体育館1F 学童ルーム（定員40名）
- 使用料

区分	1日当たりの使用料	
5時間未満の開設日 （通常の時間割どおりに授業がある時）	500円	1か月上限6,000円 （8月のみ上限10,000円）
5時間以上の開設日 （平日以外や給食を食べずに下校する時など）	1,000円	
傷害保険料（全員加入）	800円/年	
おやつ代	50円/日	

※家庭の所得等の事由により、使用料の免除制度があります。

- 申込方法 ①使用申請書、②確認票、③同意書、④保育を必要とする証明書類【詳細は、使用の手引き（入園案内）をご確認ください】。
- 提出先 神河町役場教育課【提出期限：令和4年12月9日（金）】
申請が許可されたご家庭には、後日使用許可書を郵送します。

※今年度から全園児・児童へ申請書等の配布はしておりません。申請書類は各学童保育クラブ、町内幼稚園、役場教育課でお受け取りください。また、町ホームページからもダウンロードできます。

☆☆☆保護者説明会☆☆☆

と き：令和4年11月20日（日）（1時間程度） 寺前学童希望者：午前9時～
神崎学童希望者：午前10時30分～
ところ：中央公民館1階リハーサル室

学童保育クラブの利用については、児童の安全・安心を確保するためにいくつかの重要な決まり事があります。保護者と学童スタッフが連携するために、この説明会は大変重要なものです。ご不安な点・ご不明な点等がありましたら、その場でお気軽にご質問ください。

<問い合わせ>

〒679-3116 神河町寺前 64 神河町教育委員会 教育課
TEL：0790-34-0212 FAX：0790-34-0645